

## 12. 宇土市はり、きゅう、マッサージ施設利用者助成

担当課：市民保険課 国保年金係



### ■目的及び概要

国民健康保険被保険者の健康の保持増進に寄与するため、「はり、きゅう、マッサージ」施設を利用し、施術を受ける場合に要した費用の一部を助成するもの。

### ■対象者

国民健康保険制度の被保険者（1世帯）

### ■対象となる施術

はり、きゅう、マッサージのいずれか1施術。ただし、末梢神経疾患及び運動器疾患に係るもので、施術料金が2,000円以上のものに限る。

### ■助成内容

#### (1) 利用券の交付枚数

各年度1世帯につき20枚

#### (2) 助成金額

利用券1枚につき 1,000円

### ■申請時期

随时受付

### ■根拠法令等

宇土市はり、きゅう、マッサージ施設利用者助成規則

## 13. 宇土市後期高齢者はり、きゅう、マッサージ施設利用者助成

担当課：市民保険課 国保年金係



### ■目的及び概要

後期高齢者医療被保険者の健康の保持増進に寄与するため、「はり、きゅう、マッサージ」施設を利用し施術を受ける場合に要した費用の一部を助成するもの。

### ■対象者

後期高齢者医療制度の被保険者

### ■対象となる施術

はり、きゅう、マッサージのいずれか1施術。ただし、末梢神経疾患及び運動器疾患に係るもので、施術料金が2,000円以上のものに限る。

### ■助成内容

- (1) 利用券の交付枚数  
各年度1人につき10枚
- (2) 助成金額  
利用券1枚につき 1,000円

### ■申請時期

随时受付

### ■根拠法令等

宇土市後期高齢者はり、きゅう、マッサージ施設利用者助成規則